

■大便器：1/1

環境物品等の調達に関する基本方針 令和7(2025)年1月 より抜粋

衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 ①自動水栓（自己発電機構付）にあつては、次の要件を満たすこと。 ア．電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。 イ．水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。 ウ．単相交流（100V）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。 ②自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）にあつては、次の要件を満たすこと。 ア．電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。 イ．水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。
	大便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が6.5L/回以下であること。

- 備考） 1 自動水栓の判断の基準は、トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とする。
- 2 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。
- 3 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061 の定量止水性能試験に準ずるものとする。
- 4 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。
- 5 大便器のうち、高座面形及び和風便器は、対象外とする。
- 6 大便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮すること。

コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	【判断の基準】 ○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。	
		別表 <table><tr><td>再生材料の原料となるものの分類区分</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td></tr><tr><td>古紙パルプ</td></tr></table> 【配慮事項】 ①再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。	再生材料の原料となるものの分類区分
再生材料の原料となるものの分類区分			
廃プラスチック			
古紙パルプ			